【研究論文】

イスラム会計の基本的視座

吉 田　武 史

要旨

本稿は，イスラム教という信仰にもとづいた会計の基本的視点を検討している。イスラムの会計といっても，その視点や範囲は多様である。先行研究が指摘するように，イスラム会計の必要性や原則に焦点をあてる研究もあれば，利息の受払禁止に起因するイスラム金融商品に着目し，その会計処理や会計規制に焦点をあてる研究もある。本稿では，第１に，宗教的意味合いとしてのイスラム会計の意義や目的を検討している。第２に，イスラム金融機関のための会計基準であるAAOIFI基準を中心に，ザカートの評価あるいは測定上の課題を考察している。第３に，AAOIFI基準とIFRSsとの会計思考や会計規定の相違を検討している。信仰と会計とが複雑に交差するイスラム会計は，コンベンショナル（近代資本主義的）な会計思考に新たな視点を提供する可能性がある。

１　はじめに

こんにち，イスラム教は，キリスト教につづいて世界で２番目に大きな宗教であり，イスラム教徒（以下,「ムスリム」という）の人口は，2020年ですでに，20億２千万人（世界人口の約25.6%）となっている（Hackett, C *et al.*, 2025, pp.10 and 53）。将来，この数がさらに増加することが予想される。

会計と宗教との結びつきに関する学術的研究は，わが国では，わずかな文献があるのみである。他方，イスラム諸国[1)]では，ビジネス実践や会計実践において，イスラムの教義にしたがうことが重視されている。それが，イスラム教の観点による会計研究の豊富な蓄積に結びついている。

1980年代以降の英語によるイスラム会計文献[2)]は，大別して，（１）イスラム会計の必要性やそのシステムの原則を議論するもの，（２）イスラム金融商品の会計処理を検討するものおよび（３）イスラム金融機関（Islamic Financial Institutions：IFIs）の会計規制や会計基準を議論す

キーワード：シャリア（Shari’ah）・アカウンタビリティ（Accountability）・ザカート（Zakat）・
実現可能価値（Realizable Value）・AAOIFI

るものの３つに分類される（Napier, 2009, pp.125-126）。ここから，イスラム会計研究は，多様であることが理解できる。

ただし，わが国では，現状，イスラム会計の研究蓄積がわずかであり，かつイスラム会計を専門としている研究者は多くない。

イスラムビジネス（特にイスラム金融）は，コンベンショナルビジネスとは，多くの異なる部分が存在し，それによる独特の会計思考を含んだ会計基準が，国際水準で設定されている現状がある[3)]。およそ宗教というある意味，非科学的あるいは形而上学的な信仰と科学的あるいは非形而上学的に考察される会計が複雑に交差するイスラム会計は，コンベンショナルな会計思考に新たな視点を提供する可能性がある[4)]。

そのため，宗教的意味合いとしてのイスラム会計の基本思考やイスラム金融機関のための会計基準であるAAOIFI基準が直面している課題を明らかにすることには一定の意義があり，かつわが国における今後のイスラム会計研究の発展に寄与すると考えられる。

以下，第２節においては，イスラム教の教えとそのビジネスへの制約を検討し，それがイスラム金融商品に現れていることを示す。第３節では，宗教的意味合いとしてのイスラム会計の成立基盤がアカウンタビリティにあることを明らかにする。第４節では，イスラムにおける信仰実践の１つであるザカート（Zakat：喜捨）の評価や測定に関して，AAOIFI基準の規定を中心にその課題を考察する。第５節では，特に，AAOIFI基準と国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRSs）との会計思考の相違について検討し，それを踏まえた上で，AAOIFI基準が直面している課題を明らかにする。

２　イスラム教の基本的教義とイスラムビジネスの特徴

イスラム教は，西暦610年頃，預言者ムハンマドが現在のサウジアラビアにあるメッカ（Mecca）において，Allah（神）からの啓示を受けたことに始まる（Muhammad, 2017, p.23.，小杉・池端訳, 2021, p.30）。その啓示は，「コーラン（Qur’an）」という聖典であり，預言者ムハンマドの言動たる「スンナ（Sunna）」とともに，イスラム法たるシャリア(Shari’ah)の実質的な原典をなしている（Rahman, 2010, p.8）[5)]。ムスリムは，社会，経済，文化および生活の一切について，シャリアにしたがわなければならず，重要なことは，シャリアがムスリムの生活のすべてを規定していることである。

このように，ムスリム自身のための経済において，シャリアにしたがわなければならないことは，そのビジネスについても，シャリアの規定が重視されることを意味する。シャリアのうち，イスラム金融ビジネスと関わり合いが深い規定は，（１）利息（riba）の受払禁止，（２）不確実性（gharar）を伴う取引の回避，（３）投機(maisir)の禁止および（４）許容される（halal）活動

や商品の取扱いである（Ibrahim, 2009a, pp.42-43）。

第１の利息の受払は，コーランによって，特に厳しく，経済的取引において，禁止されている。利息とは，繰延支払取引における元本合計額を超過する金額あるいはすべての利息とされる(Ibrahim, 2009a, pp.15-16)。このことから，イスラム金融では，金融商品に利息を組み込むことができず，イスラム独自の金融商品の開発が求められる。

第２の不確実性は，実行不可能な契約あるいは詐欺契約へと結びつくかもしれないような曖昧さを意味している。具体的には，契約が事象の発生あるいは未発生に依存して実行されるコンベンショナルな保険のような偶発的な契約がある（Ibrahim, 2009a, pp.42-43)。したがって，イスラムでは，コンベンショナルな保険ではなく，イスラム保険たるタカフル（takaful）が代替される。

第３の投機は，ギャンブルや貨幣的な利益が単なる機会，投機や予測から生ずるすべてのビジネス活動とされる。イスラム銀行は，純粋な投機目的を含むすべての取引を回避しなければならないとされる。最後のハラルは，豚肉，ポルノ，武器や弾薬，たばこおよびアルコール飲料を取扱う行為や当該商品それ自体を避けなければならないことである（Ibrahim，2009a，p.43）。したがって，このような商品から派生する金融商品および事業活動への資金提供や投資は，禁じられることになる。

上記のうち，イスラム金融ビジネスが考慮すべき規定は，（１）から(３)であり，たとえば，一般のイスラムビジネスを拡大させるための資金提供や資金調達には，利子を排除するという法的形式を満たしたイスラム独自の金融商品が必要となる。ただし，イスラム独自の金融商品であっても，コンベンショナルなカウンターパートに対抗するために，コンベンショナルな金融商品と遜色のないものを提供する必要がある。

そこで，コンベンショナルな金融商品と遜色のないイスラム独自の金融商品として，以下のものが生み出されている（イスラム金融検討会編，2008，pp.32-38，北村ら，2008, pp.70-73および75-79，長岡，2011，pp.39-51および吉田，2017，pp.28-36）。第１は，信託に類似した資金提供であるムダラバ（mudaraba）であり，運用収益は，配当に相当する。第２は，共同出資による資金提供であるムシャラカ（musharaka）であり，運用収益は，ムダラバと同様，配当に相当する。第３は，割賦販売に類似した資金提供であるムラバハ（murabaha）あるいはその応用たるイスティスナ（istisna）であり，運用収益は，商品の原価とそれにマージンを加算した売価との差額となる。第４は，リースとほぼ同様の取引たるイジャラ（ijarah）であり，運用収益は，リース料（リース資産の取得原価とリース料総額との差額）あるいは用益権の売却となる。以上が基本的なイスラム金融商品であるが，この他にも，イスラム債たるスクーク（sukuku）やイスラム保険たるタカフル（takaful）などが生み出され，実践されている。

このようなイスラム金融商品は，損益共有（profit and loss sharing）型（たとえば，ムダラバあるいはムシャラカ）と財産所有権（property ownership）型（たとえば，ムシャラカ，イスティスナあるいはイジャラ）とに分類される。イスラム金融商品の会計基準は，国際水準では，

AAOIFIが設定しており，これとIFRSsとの収斂が課題となる。

3　イスラム会計の基本思考

イスラム会計をどのように定義すべきかに関し，様々な定義の方法や議論が存在している。Napier（2009, pp.123-124）は，イスラム会計の意味を２つに分類している。第１は，シャリアにしたがったAllahへのアカウンタビリティ概念を強調した宗教的意味合いである。第２は，イスラムが主要な宗教であった時代の会計という意味での歴史的意味合いおよびイスラムが主要な宗教であった地域の会計という意味での地理的意味合いである。

本節では，信仰という宗教的側面からイスラム会計の意義や目的を検討するため，第１の宗教的意味合いとして，イスラム会計を検討したい[6)]。

宗教的意味合いとしてのイスラム会計は，シャリアの原則にしたがった手続，習慣，客観的な測定，統制や報告の公式化を通じた社会経済的正義を確立する保証機能として定義される（Haniffa *et al.*, 2002, p.6）。このイスラム会計の定義における保証機能は，アカウンタビリティに密接に関連するとされる（Haniffa *et al.*, 2010, p.6）[7)]。

これと同様に，宗教的意味合いとして，イスラム会計は，企業がシャリアにおける契約の範囲内で継続して事業を行っていることや社会経済的な目的を実現することを確実にすることができるように，企業のステークホルダーに対して適切な情報（必然的に財務データに制限されない）を提供する「会計プロセス」と定義される。また，イスラム会計は， Allahに対するアカウンタビリティ（人間同士あるいは環境上の取引）を，他のムスリムが評価することができるツールであるとされる（Ibrahim, 2009a, p.2）。

以上の２つのイスラム会計の定義は，第１に，シャリアへの遵守，第２に，社会経済的正義の実現および第３に，Allahへのアカウンタビリティの履行に重点が置かれている。特に，イスラム会計は，Allahへのアカウンタビリティと社会経済的正義[8)]を実現するために，関係者へ，社会，環境および宗教的な取引あるいは事象を含んだすべての情報を提供することが要請されることを含意していよう。

イスラム会計において，アカウンタビリティは，２つの意味が含まれている。

第１のアカウンタビリティは，人間がAllahの資源の受託者たる代理人（kahilafa）として機能することに由来する。このアカウンタビリティは，知覚を通じて認識することのできない超越的なものであるとされる（Ibrahim *et al.*, 2005, p.86およびSori *et al.*, 2019, p.40）。このアカウンタビリティは，具体的に，Allahが万物の創造者かつ所有者であり，人間がこの地球上でAllahの受託者として機能することを意味する。人間は，世界とその環境，富およびその他の創造物を取り扱うことに関して，Allahの代理人として，行動することが要求される（Rahman, 2010,

p.9)。このアカウンタビリティは，人間がAllahの資源の単なる受託者である（Rahman, 2006, p.91）という考えにもとづき，すべての資源がAllahから信託され，その利用について，報告を行うことにより解除される。これは，Allahの代替としての共同体や社会に対するアカウンタビリティととらえることもできる（Baydoun *et al.*, 1997, p.18)。たとえば，環境を含めた地球上のすべての資源の利用を，共同体や社会にアカウンタビリティとして履行すること（Lewis, 2001, p.125）は，社会的責任会計へと結びつくであろう。

他方，第２のアカウンタビリティは，コンベンショナルな会計におけるアカウンタビリティであり，人と人との契約である。このアカウンタビリティは，企業がイスラム共同体の経済，環境および所有主に関連する社会経済活動を認識，測定および報告することによって，解除される(Ibrahim *et al.*, 2005, p.86)。イスラム会計においては，二重のアカウンタビリティが内包され，それが会計思考の基礎となっている。

イスラム会計では，このように，二重のアカウンタビリティが機能し，これらの履行の副次的な目的は，（１）シャリアへの準拠，（２）ザカートの評価と分配，（３）ステークホルダー間での富の平等な分配および（４）協力的な環境(相互扶助)の創造および（５）社会問題の解決への促進に関する情報が提供可能なことに求められる（Ibrahim *et al.*, 2005, p.86）[9)]。ザカート，富の分配，相互扶助や社会問題の１つとしての貧富の差に着目すれば，イスラム会計は，分配機能を重視していよう。この意味で，イスラム会計は，コンベンショナルな会計において重視される意思決定に有用な将来キャッシュ・フローの獲得能力に関する情報の提供ではなく，現在キャッシュの分配能力の計算を重視していると理解できる。

また，イスラム会計においては，アカウンタビリティが最も重視されているけれども，それは，意思決定を基礎とするアカウンタビリティではなく，受託責任を基礎とするアカウンタビリティである[10)]。意思決定を基礎とするアカウンタビリティに由来する意思決定有用性は，以下の理由からイスラム会計には適切でないとされる（Ibrahim *et al.*, 2005, p.78）[11)]。それは，第１に，株主重視の視点が強調され，従業員や共同体のメンバーの観点からは，効率的ではない点である。第２に，富める者と貧しい者との格差を問題としない点である。第３に，意思決定有用性のパラダイムは，資本市場が発展している諸国で生まれたものである点である。以上から，資本市場を志向する意思決定有用性は，イスラム会計の目的の１つである社会経済的正義の実現とは異質なものであると考えることができる。

たとえば，コンベンショナルな会計において，統合報告書の情報やサスティナビリティ情報といった環境や社会に配慮した情報を提供するといっても，それは意思決定有用性の観点からの情報提供であり，かつその情報提供が資金提供者ないし投資者に対して重点が置かれるのであれば，イスラム会計におけるアカウンタビリティを履行したことにはならないであろう。ここに，コンベンショナルな会計で重視される意思決定有用性とイスラム会計で重視される社会経済的正義の実現との相違が存在しているとみることができよう。

さらに，イスラム会計におけるアカウンタビリティは，伝統的アカウンタビリティの拡張によって社会的アカウンタビリティを位置づけているわけではない。それは，そもそも伝統的アカウンタビリティや社会的アカウンタビリティといったアカウンタビリティを構成するすべての要素を包含した総体的な概念であるといえよう[12]。このアカウンタビリティは，イスラム共同体に対する情報開示により，解除され（Lewis, 2001, p.113），その解除は，貧富の格差を富の分配により是正する機能を果たすザカートへと結びつく。

4　ザカートの会計

ザカートは，ムスリムがなすべき義務行為である五行（five pillar，具体的には，信仰告白，礼拝，喜捨，断食および巡礼）のうちの 1 つである（眞田，2000，pp.34-35およびLewis，2001，pp.105-106）。すべてのムスリム（イスラムのビジネス組織を含む）は，シャリアに示されるルールにしたがったザカートの支払義務があるとされる（Gambling and Karim, 1986, p.43）。

ザカートは，「祝福，浄化，増加や善を培うこと（AAOIFI, 1998a, Appendix（G））」を意味している。ザカートは，他者への財産の施し（コーラン第 9 章第103節，井筒訳, 1957, p.323）であり，ザカートを行った者は，利益が倍増する（コーラン第30章第39節，井筒訳, 1958, pp.328-329）とされる。ザカートは，（1）地上のすべての創造者かつ所有者たるAllahから人間に対する財務的な贈り物へのムスリムの感謝の表現であること，（2）成長，増加や浄化といった意味合いを有すること，（3）上記の（1）と（2）より，個人や組織が所有する富がザカートの支払によって浄化され，Allahへの忠誠心が増加することおよび（4）ザカートは，特定時点での特定の富の貨幣金額に対して課されるといった特徴を有する（Awang *et al.*，2012，p.287およびRahman, 2010, p.176）。

ムスリム個人や組織から徴収されたザカートは，コーラン第 9 章第60節にしたがって，貧困者，困窮者，ザカートの管理者，イスラムに心が傾いた人，奴隷，債務者やAllahの道のために務める人や旅人のために施される（井筒訳, 1957, pp.312-313）。

ザカートは，利益を得た者がそれを必要とする者に対して行う慈悲であり，それによって貧富の格差を埋めるためのものである。しかし，それは，社会福祉プログラムや税ではないと理解される。それは，社会や国に対する義務のみならず，Allahに対する義務を含むものであるためである。また，ザカートは，単なる寄付や募金の類いではなく，富裕層の義務と貧困層の権利ないし請求権を表象するものである（Lewis, 2001, p.118）。

ザカートの研究領域には，（1）宗教的あるいはシャリアの観点からの研究，（2）支払うべきザカートの金額の計算と評価に関する研究[13] あるいは（3）ザカート機関におけるザカート基金の管理や分配に関する研究[14] がある（Uyob, 2020, p.42）。これにくわえて，（4）ザカートの会

計基準であるAAOIFI（1998a）たる財務会計基準（Financial Accounting Standard：FAS）第９号やマレーシア会計基準審議会（Malaysian Accounting Standards Board：MASB）が公表するMASB（2006）といった会計規制の研究（Baker, N. B. A, 2007）がある。さらに，（５）マレーシアにおいて制度化されているザカートと税との関係性の観点からの研究（松田, 2022）がある。

つまり，ザカートに関する研究といっても，シャリアの観点，評価や測定の観点，管理や分配の観点，会計基準の観点あるいは税との関係の観点がある。また，それらは，さらに，歴史的研究や地域的研究に分類することが可能であろう。本節では，シャリアの観点によるザカートの計算とそれを行うために，会計基準に規定される会計上の評価あるいは測定を中心として，どのような課題が存在しているのかを検討する。

前述のとおり，イスラム会計の中心概念であるアカウンタビリティとザカートは，「Allahから人間への資源の信託→アカウンタビリティとしての結果の報告→ザカートとして富の一部を徴収→イスラム共同体の貧困者や困窮者などに分配」するという関係にある。イスラムにおいて，富の創出は不確実性，投機性や利息の禁止という形で，ビジネス取引の実質に影響を与えている。他方，富の分配はアカウンタビリティと密接に関連し，イスラム会計は，富の分配を中心に思考されていると考えることができよう。

具体的なザカートの計算方法は，分配されるべき富の超過額の測定が中心となる。ザカート計算のための富の測定は，資産と負債の測定に依存する。イスラム法律家のほとんどは，ザカート計算のための資産と負債の評価は，ザカート支払時における有力な売価にもとづくべきであると結論づけており，それは，具体的に，出口価値，現在の現金同等価値あるいは正味実現可能価額が選好される（Clarke *et al.*, 1996, p.201）。これは，IFRSsにおける公正価値（fair value）に親和性がある。AAOIFIのFAS第９号は，ザカート計算の対象となる資産と負債の測定には，現金同等価値（cash equivalent value）を推奨している（AAOIFI, 1998a, para.2/2/1b）。

このような測定属性は，現在の価値と通常の業務の過程での売却による実現という２つの概念で構成され，現在の市場（交換）価値を意味する（Clarke *et al.*, 1996, pp.201-202）と考えることができる。

近年公表され，主としてザカートに関する表示と開示を規定したAAOIFIのFAS第39号は，現金同等価値に代えて実現可能価値（realizable value）あるいは期待現金価値（expected cash value）を定義している。これは，資産を売却することができる時点での企業固有の価値とされる。このような用語の変更は，会計用語の観点から現金同等価値が適切ではなく，実現可能価値が適切であるためとされている（AAOIFI, 2021, paras.IN6-a, 5-e and BC15）。なお，実現という用語にのみ着目すれば，それは，現在の市場（交換）価値と理解することができよう。

しかしながら，市場価値がないものについては，歴史的原価やレベル３の公正価値を，実務上，用いるケースが存在し，論争となっている（Pratiwie *et al.*, 2017, pp.267-269）[15]。たとえば，利息の受払を禁止しているシャリアを遵守する場合，IFRSsにおけるレベル３の公正価値を適用

することは困難である。レベル３の公正価値は，利息の要素を含んだ割引率(貨幣の時間的価値)を用いるために，利用することができない。したがって，貨幣の時間的価値の概念に代えて，経済的資源の時間的価値（time value of economic resource）や名目総国内生産成長率（Nominal Gross Domestic Product：NGDP）といった割引率の概念が提案されているが，解決にはほど遠い現状がある[16)]。

上述のような問題が存在しているけれども，ザカートの計算基礎には，企業の純資産の増加となる利益と一致し，現実性を反映する測定属性の要求が横たわっている（Clarke *et al.*, 1996, p.203）とされ，その意味で，市場売却価格に類似した性質を有する測定属性が望ましいとされよう。つまり，歴史的原価やレベル３の公正価値の適用は，困難であることが推測できる。

具体的なザカートの計算方法は，AAOIFIのFAS第９号およびシャリア基準（Shari'ah Standard：SS）第35号では，２つの方法が規定されている。それらは，第１に，純資産法（net assets method）であり，これは，富を計算する上で，貸借対照表の借方側に着目する方法である。第２に，純投資資金法（net invested fund method）であり，これは，富を計算する上で，貸借対照表の貸方側に着目する方法であり，株主持分に相当するすべての要素に長期負債を加え，固定資産とトレーディング目的ではない投資を控除する方法である（AAOIFI, 1998a, paras.2/1/1 and 2/1/2およびAAOIFI, 2008, paras.2/1/1 and Appendix（C））。ただし，いずれの方法を採用したとしても結果は同一となる（Ibrahim, 2009a, p.338およびRahman, 2010, p.201）[17)]。このように，貸借対照表を中心として，富を計算することに着目すれば，IFRSsが重視するストック志向の資産負債アプローチに親和性のある富の計算方法といえる。しかしながら，その測定属性としての実現可能価値が公正価値と同一であるかどうかという問題については，いまだ解決されてはいない。

5　AAOIFI基準の思考とIFRSs思考との対立

AAOIFIは，国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB），アメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）や企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan：ASBJ）と同様，自律した基準設定主体であり，かつ独立した非営利法人である（Muhammad *et al.* (ed), 2023, p.102）。また，世界37カ国の160以上のメンバーにより構成されている（AAOIFI, 2022, pp.28 and 32）。

AAOIFIのホームページによれば，AAOIFIは，現在まで，50の会計基準，６の監査基準，60のシャリア基準，17のガバナンス基準と１つの倫理規範を公表している[18)]。

AAOIFIの概念フレームワークによれば，財務会計および財務報告の目的は，以下のとおりとされる（AAOIFI, 2020, para.19）。

（1） 財務諸表の利用者が以下の情報にもとづいて意思決定を行うことができる有用な情報を提供すること。

（2） ①シャリアの原則と規則，②公正性，明瞭性や倫理的価値観の遵守の概念および③関連する法律と規制にしたがい，すべての当事者集団の権利と義務を決定すること。

（3） すべての取引，その他の事象あるいは状況に関して，シャリアの原則，ルールおよび関連する法律や規制を遵守して，機関の経営能力や生産能力を高めることに貢献し，かつ目標と施策を達成することを促進すること。

ここで，着目すべきは，財務報告の目的に，意思決定に有用な情報を提供するというコンベンショナルな会計において，重視されている財務報告の目的が含まれていることである。受託責任にもとづくアカウンタビリティが重要されるイスラム会計ではあるけれども，それは基礎理論のレベルであり，基準設定という技術的な場面では，コンベンショナルなカウンターパートに対抗するために，意思決定有用性を導入せざるを得ないという苦悩が見え隠れする。

このような苦悩から，AAOIFIの基準設定アプローチは，イスラムの原則から直接的にイスラム会計の概念を導き出すことでなく，コンベンショナルな会計上の概念がイスラムの価値観やシャリアの原則に対して検証するものとなる。その結果，イスラムの価値観やシャリアの原則に反しないものが受け入れられ，それらに反するものは拒絶あるいは修正される（Muhammad *et al.* (ed), 2023, p.938およびHassey *et al.*, 2022, p.97）。ただし，IFRSsには含まれていないイスラム金融商品独自の構成要素のための会計処理を規定する必要がある場合には，イスラム独自の会計基準が設定される（Ibrahim, 2009b, p.8およびSarea *et al.*, 2013, p.70）。

このように設定されたAAOIFI基準は，すべてのイスラム諸国において，採用されているわけではない。例えば，AAOIFI基準を採用しているのは，バーレーンとカタールのみである。ただし，これらの国々は，IFRSsの適用も認めている。アラブ首長国連邦，クエートやサウジアラビアは，AAOIFI基準を採用せず，IFRSsを採用している。また，マレーシアは，IFRSsに準拠した自国基準であるマレーシア財務報告基準（Malaysian Financial Reporting Standards：MFRS）を採用している（AAOIFI, 2022, pp.80, 120, 136, 177, 187 and 217およびAOSSG Islamic Finance Working Groupe, 2023, p.13）[19]。この理由は，多くの基準設定主体や規制機関は，AAOIFIの会計思考やシャリアの構成要素を共有しておらず，特に，イスラム諸国において，シャリアの構成要素の相違が存在しているためである（Hassey *et al.*, 2022, pp.98-99）。

このような適用実態の相違は，AAOIFIが自らの基準を強制する権威が欠如していることに起因し，それは，シャリアにしたがったAAOIFI基準や自国基準には含まれていない多様な実務の存在に結びつくことが示唆されている（Sarea *et al.*, 2013, p.68）。

以上から，コンベンショナルな会計の中心に存在するIFRSsというカウンターパートに，AAOIFI基準がどのような存在意義を確立し，当該基準に強制力を付与するのかということが，AAOIFIにとっての課題となっている。

さらに，具体的な会計処理の面で，主として，以下の４つのIFRSs思考と対立する点が存在している。第１に，実質よりも法的形式が優先(形式優先主義)されるということである（Ansari *et al.*, 2018, p.47）。たとえば，これは，利息の受払を回避するための金融商品の設計においては，実質的には，利息と考えられるけれども，法的形式では，利息を回避していると解釈されることが重視されることを意味する。

この形式優先主義が影響を与える会計処理は，リースとほぼ同様の取引たるイジャラである。AAOIFIのFAS第８号では，イジャラは，貸手に所有権があることから，貸手の資産として計上し，所有権を有さない借手は資産計上すべきではなく，オペレーティングリースの会計処理を行うべきとされていた（AAOIFI, 1998b, paras. 3/1/2 and 3/2/2）。この点については，IFRSsにおいて，所有権と使用権が分離される会計処理が規定され，かつAAOIFIのFAS第32号においても，使用権という考え方が取り入れられ，イジャラの会計基準の改訂が行われた（AAOIFI, 2019, paras.BC13 and BC14）。しかしながら，これでリースとイジャラの会計処理が完全に同等になったわけではなく，そこには，イスラムにおいて，避けなければならない貨幣の時間的価値の問題が依然として存在している（Ansari *et al.*, 2018, p.113）。

第２に，前述のとおり，実現可能価値と公正価値との概念上の相違である。現金同等価値はレベル１と２の公正価値には適合するけれども，レベル３の公正価値（貨幣の時間的価値の適用）はシャリアに反するものと考えられ，この対立をどのように調和させるかという問題が存在している。

第３に，棚卸資産に対する低価法の適用が，透明性のある完全開示という視点から，否定されることである。したがって，財務諸表における過大表示や過小表示は認められず，この点で，保守主義（慎重性）は否定される（Awang, 2012, p.289）。これは，イスラム会計において，重視されるAllahへのアカウンタビリティにしたがった完全開示の原則に反していることを根拠としている。

最後に，AAOIFIのFAS第46号では，信託に類似したムダラバ契約において，受託者が信託責任を有するが支配されていない投資は，IFIsの資産あるいは負債ではなく，オフバランス資産となる可能性があることである（AAOIFI, 2020, para.50, AAOIFI, 2023b, para.3-bおよびAnsari *et al.*, 2018, pp.85-87）。オフバランス資産は，IFIsにとっては，投資者から資金を預かり，代理として投資を行うといった代理契約的な意味合いがある。それは，IFIsが支配しておらず，当該投資からの利益を共有せず，かつ損失も負担しない。IFIsは，代理手数料という収益を受け取るのみである。他方，AAOIFIのFAS第45号では，IFIsが利益共有や投資に参加するという性質を有する投資は，負債ではなく，準資本（負債と株主資本の中間に表示）となる（AAOIFI, 2020, para.39, AAOIFI, 2023a, para.4-iおよびAnsari *et al.*, 2018, pp.50-52）。つまり，IFIsの財務諸表では，オフバランス項目や負債と株主資本の中間項目が存在し，これがIFRSsにもとづく財務諸表と齟齬するという問題がある。

AAOIFI基準にとって，コンベンショナルな会計の代表たるIFRSsとの相違を，いかにして解決し，より強制力をもった基準を設定するのかが，今後の課題となろう。そのためには，イスラムの価値観やイスラム法たるシャリアを源泉とする会計基準を確立するアプローチを採用するのか，あるいは現在採用されているアプローチのように，コンベンショナルな会計思考をイスラムの価値観やイスラム法たるシャリアに合致させるようにより洗練していくのかといった選択が，改めて問われることとなろう[20)]。

6　おわりに

本稿におけるこれまでの考察で明らかとなったことは，以下のとおりである。

第１に，イスラム会計の主要な目的は，Allahへのアカウンタビリティの履行であり，それは，ザカートの基礎となる富の計算と富の分配へと結びついていることである。

第２に，ザカートの計算における実現可能価値をどのように定義づけるかという論争が継続していることである。そこでは，実現可能価値を歴史的原価とみるか，市場価値とみるか，あるいは公正価値とみるかという問題がいまだに存在している。コンベンショナルな会計であるIFRSsやわが国では，実現可能価値あるいは期待現金価値という測定属性はなく，ある測定対象に，歴史的原価を採用すべきかあるいは公正価値を採用すべきかといった二者択一の問題となりがちである。しかしながら，イスラム会計においては，これにくわえて，実現可能価値あるいは期待現金価値という測定属性も選好されている。この点から，コンベンショナルな会計においても，公正価値と歴史的原価をより精緻化させるといった意味で，当該価値をより検討することに意義があると考えられる。

第３に，AAOIFI基準は設定されているけれども，それが強制適用されているわけではないことである。AAOIFI基準が適用され，比較可能性を担保するために，AAOIFIが今後，基準設定をいかに行い，かつそれをいかに適用させるかという課題が存在している。

本稿では，AAOIFI基準が各国ないし各地域におけるシャリアの捉え方の多様性により普及していないと理解したけれども，それぞれの国や地域におけるシャリアの捉え方の相違が会計基準適用への態度にどの程度の影響を与えているのかを分析してはいない。ここに，本稿の限界が存在している。

イスラム金融商品による資本調達を利用する中東湾岸諸国（長岡，2011，pp.3-4および小杉，2012, p.180）であるアラブ首長国連邦，サウジアラビアやクエートは，IFRSsに準拠していたが，他の中東湾岸諸国であるカタールとバーレーンは，AAOIFI基準とIFRSsの選択適用が認められていた。イスラム金融産業の育成に力を注ぐマレーシア（長岡, 2011, p.3および小杉, 2012, p.180）は，IFRSsに準拠した自国基準であるMFRSを適用していた。つまり，イスラム金融を推進あるい

は利用している国であっても，IFRSsが適用されている現実がある。会計基準の適用に対する温度差は，何に起因しているのか（たとえば，そこでは，シャリアの捉え方の相違以外にも，国策や国益などが関係していると考えられる）ということを明らかにすることも将来の研究に委ねたい。

注

1）後述するように，イスラムビジネスとコンベンショナル（近代資本主義的）なビジネスの最大の相違は，金融ビジネスに求められる。イスラム金融の成長と拡大を支えているのは，第１に，オイルマネーやイスラム金融による資金調達を行い，巨大プロジェクトを実践している中東諸国である。第２に，1990年代から政府の強力なイニシアティブの下でイスラム金融産業の育成を進めてきたマレーシアである。第３に，イスラム金融に大きく取り組んできている欧米の金融機関である（長岡, 2011, pp.3-4）。本稿では，特に，イスラムビジネスの特質をイスラム金融にあるものとみて，イスラム諸国という場合，マレーシアおよび中東諸国を想定している。したがって，各節における検討対象地域も，マレーシアや中東諸国が中心となっている。

2）Napier（2009, p.125）によれば，英語によるイスラム会計文献の嚆矢は，1981年に公表されたAbdel-Magid（1981）であるとしており，そこでは，イスラム銀行の会計実務に関する理論が提案されていることを指摘している。そのため，ここから，英語によるイスラム会計の研究が始まったと考えることができる。

3）本稿では，宗教的意味合いでのイスラム会計の概念とイスラム金融機関の会計基準を検討の対象としている。イスラム金融機関のための会計基準および監査基準は，国際水準では，1991年にバーレーンで設立されたイスラム金融機関のための会計監査機構（Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions ：AAOIFI）から公表されており（AAOIFI, 2022, p.28），以下，本稿では，AAOIFI基準を，イスラム会計基準として考察を行う。

4）たとえば，Ibrahim（2009a, p.6）は，宗教と科学に共通する目的は，人間を幸福にすることにあるとし，科学と宗教を混ぜ合わせることは，科学あるいは宗教のいずれかにより支配される社会の不安定さから，社会を安定させることへ奉仕すると主張している。

5）シャリアは，第１法源として，①コーラン（聖典），②スンナ（ムハンマドの言動），③イジマ（イスラム法学者の解釈）や④キヤス（イスラム法学者の類推)から構成されている(Muhammad *et al.*(ed), 2023, p.186)。なお，第２法源は，本稿の趣旨に関連性がないため，省略する。

6）なお，Haniffa *et al.*（2010, p. 7）によれば，Napier(2009, p.124)が指摘するイスラム会計の時代的および地域的意味合いは，現在という時代に，イスラムにしたがって，金融ビジネスが実践されている地域の会計実務を意味する可能性があることを示唆している。本稿は，これを，AAOIFI基準にあてはめて，後々に検討している。つまり，本節では，シャリアにしたがった理想的な意味でのイスラム会計の定義を考察している。

7）なお，Haniffa *et al.*（2010, p.6）が引用しているBaydoun *et al.*（1997, p 18）では，経済的な目標を追求することは，共同体（全体）をより良くする機能に縛られ，その含意は，社会全体あるいは公益全体へのアカウンタビリティを意味するとしている。この意味で，社会経済的正義を確立する保証機能がアカウンタビリティに結びつく。

8）Maimuna *et al.*（2021, p.61）によれば，正義（justice）は，イスラムの核となる価値観であり，イス

ラム社会を形作る重要な構成要素の１つであることを指摘している。さらに，理想的な社会は，正義の概念なしには，到達できず，それは社会の特徴であり，かつ法的，社会的および経済的システムの必要不可欠な要素であることを指摘している。

9）この記述については，Ibrahim, S.H.M (2000) *The Needs for Islamic Accounting : Perception of Its Objectives and Characteristics by Malaysia Accountants and Academics*, Ph.D. Thesis, University of Dundeeからの引用である。これが博士論文であり，かつ未出版であることを要因とするためか，入手することができなかった。ただし，当該博士論文とIbrahim *et al.*（2005）の著者の１人が同一人物のため，ここでは，Ibrahim *et al.*（2005）の記述にしたがっている。なお，脚注11)についても同様である。

10）意思決定を基礎とするアカウンタビリティと受託責任を基礎とするアカウンタビリティについては，Ijiri, Y（1983）を参照のこと。

11）脚注9）と同様である。

12）イスラムの観点によるアカウンタビリティがすべてを包含しているという理解は，それが社会全体あるいは公益全体へのアカウンタビリティを指すと指摘しているBaydoun *et al.*（1997, p.18）を参照のこと。

13）なお，わが国におけるザカートの金額の計算と評価の実践に関する文献に，Hayashi (1989)がある。そこでは，AAOIFI（1998a）たるFAS第９号公表以前の，ザカート計算の基礎的なルール（pp.64-65）にくわえて，中東のサウジアラビアのザカート実務(pp.65-67)やエジプトのFaisalイスラム銀行におけるザカートの計算実務（pp.110-116）が検討されている。

14）この点に関し，1960年代のマレーシアにおけるザカートの徴収と分配を州の規定やその実践から研究したものとして，藤本（1968）がある。さらに，近年のインドネシアのザカート機関におけるザカートの管理や分配を研究したものとして，足立（2025）がある。

15）この点について，歴史的原価会計がザカートの計算における資産と負債の測定属性となるべきであるという主張は，Khan *et al.*（2020）を参照のこと。

16）経済的資源の時間的価値については，Ansari *et al.*（2018, p.50）を参照のこと。また，名目総国内生産成長率については，Gharbi（2016）を参照のこと。イスラム債であるスクークの割引率については，実効利益率法（effective rate of return methodあるいはeffective profit rate method）が用いられる。これは，投資プロジェクトの全期間にわたる見積収益から見積費用を控除した利益率をもって，割引率とする方法である（Muhammad *et al.* (ed), 2023, pp.955-956）。したがって，プロジェクト（財産所有権）ベースに，そこから稼得する利益（損益共有）を基礎として，割引率が決定される方法であり，シャリアの観点から許容される割引率であると考えられる。また，財産所有権に着目するという点で，実効利益率法は，経済的資源の時間的価値を重視した方法であるといえる。

17）なお，純資産法は，流動資産から流動負債と無限定投資勘定と非支配株主持分の合計額を差し引いて計算される。純投資資金法は，株主持分と固定負債の合計額から固定資産を差し引いて計算される。詳細な計算方法については，Rahman（2010, pp.199-203）を参照のこと。また，たとえば，マレーシアでは，運転資本法（The Working Capital Method）と純成長法（The Net Growth Method）という２つの方法が認められている（MASB, 2006, paras.10-12, Kadir *et al.*, 2018, pp.21-25およびRahman, 2010, pp.204-205）。このうち，純成長法は，その計算に当年度の利益を加味するという点で，フロー志向が取り入れられている。

18）AAOIFIが公表する基準に関し，詳細は，https://aaoifi.com/e-standards/?lang=en（最終閲覧日：2025年８月11日）を参照した。

19）なお，IFRSs採用の状況については，https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-

by-jurisdiction/（最終閲覧日：2025年８月11日）を参照した。

20）上記以外にも，会計公準といった視点では，継続企業の公準（going concern）は，基本的に，イスラム会計では，忌避されるべきものと考えられている。それは，企業が永続的に事業活動を行うかどうかは，全知全能なAllahのみが知りうることであり，それを人間が判断することは恐れ多いということによる。なお，コンベンショナルな会計において，継続企業の公準から導かれる会計期間の公準については，イスラムでは，許容されている。会計期間の公準は，ザカートの義務を計算するにあたって，１年がその計算の基礎とされているため，１年という期間を区切って，ムスリムあるいはイスラム組織の富を計算することが推奨されることによる（Adnan, 1997, pp.59-63）。したがって，会計期間の公準は，コンベンショナルな会計とイスラム会計では，その根拠がまったく異なっている。これ以外にも，会計上の基礎的な概念には，イスラム会計とコンベンショナルな会計との相違が数多く存在する。

参考文献

Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions(：AAOIFI) (1998a)*Financial Accounting Standard(：FAS) 9：Zakah*, AAOIFI.

AAOIFI (1998b) *FAS 8：Ijarah and Ijarah Muntahia Bittam Leek*, AAOIFI.

AAOIFI (2008) *Shari'ah Standard(：SS)No.35：Zakah*, AAOIFI.

AAOIFI (2019) *FAS 32：Ijarah*, AAOIFI.

AAOIFI (2020) *Conceptual Framework for Financial Reporting (Revised)*, AAOIFI.

AAOIFI (2021) *FAS 39：Financial Reporting for Zakah*, AAOIFI.

AAOIFI (2022) *AAOIFI Footprint Report 2022, A Study on the adoption status of AAOIFI standards across jurisdictions of various regulatory and supervisory authorities Ver 2.0*, AAOIFI.

AAOIFI (2023a) *FAS 45：Quasi-Equity (Including Investment Accounts)*, AAOIFI.

AAOIFI (2023b) *FAS 46：Off-Balane-Sheet Assets Under Management* , AAOIFI.

Abdel-Magid, M. F (1981) The Theory of Islamic Banking：Accounting Implication, *International Journal of Accounting*, Vol.17No.1, pp.79-102.

Adnan, M. A (1997) The Shari'ah Islamic Banks and Accounting Concept, *Journal Akauntasi Dan Auditing Indonesia*, Vol.1No.1, pp.47-80.

Ansari, O. M and Tabraze, H (2018) *IFRS and the Shari'ah Based Reporting：A Conceptual Study*, AAOIFI.

Asian Oceanian Standards Setting Group(：AOSSG) Islamic Finance Working Groupe (2023) *Update review of Islamic financial institutions' financial statements, As of July 2022*, AOSSG.

Awang, R.N and Mokhtar, M.Z(2012)Comparative Analysis of Current Values and Historical Cost in Business Zakat Assessment：An Evidence from Malaysia, *International Journal of Business and Social Science*, Vol.3No.7, pp.286-298.

Bakar, N. B. A (2007) A Zakat Accounting Standard (ZAS) for Malaysia Companies, *American Journal of Islamic Social Siences*, Vol.24No.4, pp.74-92.

Baydoun, N and Willet, R (1997) Islam and Accounting：Ethical Issues in the Presentation of Financial Information, *Accounting, Commerce & Finance：Islamic Perspective*, Vol.1No.1, pp.1-25.

Clarke, F., Craig, R. and Hamid, S (1996) Physical Asset Valuation and Zakat：Insights and Implications, *Advance in International Accounting*, Vol.9, pp.195-208.

Gambling, T.E and Karim, R.A.A(1986) Islam and 'Social Accounting', *Journal of Business and Accounting*, Vol.13No.1, pp.39-50.

Gharbi, L (2016) A critical analysis of the use of fair value by Islamic Financial Institution, *Journal of Islamic Accounting Business Research*, Vol.7No.2, pp.170-183.

Hackett, C, Stonawski, M, Tong, Y, Kramer, S, Anne, S and Fahmy , D (2025) *How the Global Religious Landscape Changed From 2010 to 2020, Muslims grew fastest ; Christians lagged behind global population increase*, Pew Research Center.

Haniffa, R and Hudaib, M. A(2002)A Theorical Framework for the Development of the Islamic Perspective of Accounting, *Accounting, Commerce and Finance : The Islamic Perspective*, Vol.6No.1&2, pp.1-71.

Haniffa, R and Hudaib, M. A(2010) The two Ws of Islamic accounting research, *Journal of Islamic Accounting and Business Research*, Vol.1No.1, pp.5-9.

Hassey, R and Al-Hayale, T (2022) *A Global View of Financial Accounting*, Business Expert Press.

Hayashi, T (1989) *On Islamic Accounting, Its Future Impact on Western Accounting, IME-I.J.I Working Papers Series, No.18*, The Institute of Middle Eastern Studies.

Ibrahim, S.H.M and Yaya, R (2005) The Emerging Issues on the Objectives and Characteristics of Islamic Business Organization, *Malaysian Accounting Review*, Vol.4No.1, pp.75-92.

Ibrahim, S.H.M (2009a)*Accounting and Auditing for Islamic Financial Institutions*, International Centre for Education in Islamic Finance(：INCEIF).

Ibrahim, S.H.M (2009b) IFRSs vs AAOIFI : The Clash of Standards?, *MPRA Paper, No.12539*, International Centre for Education in Islamic Finance.

Ijiri, Y (1983) On the Accountability-Based Conceptual Framework of Accounting, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.2, pp.75-81.

Kadir, M.R.A, Wafa, S.M.G.W.S.A, Ibrahim, A and Abdyllah, A.A(2018)*Accounting for Business Zakat : A Guide for Zakat Assessment and Accounting Disclosure in Financial Reporting*, Universiti Sultan Zainal Abidin.

Khan, M and Muslim, M (2020) Historical cost in Islamic Accounting Perspective, *In Proceedings of the 1st International Conference on Recent Innovations (ICRI2018)* , pp.1052-1058.

Lewis, M.K (2001) Islam and Accounting, *Accounting Forum*, Vol.25No.2, pp.103-127.

Maimuna, Y and Rahim, S (2021) Asset Valuation Shariah Accounting to Determine the Zakat Amount of a Company with Historic Cost and Current Value, *Bangaya Journal for Research in Accounting*, Vol.4No.1, pp.58-68.

Malaysian Accounting Standards Board(:MASB)(2006)*Technical Release i-1, Accounting for Zakat on Business*, MASB.

Muhammad, G. B (2017) *A Thinking Person's Guide to Islam, The Essence of Islam in 12 verves from the Qur'an*, White Thread Press and Turash Publishing.（小杉泰・池端蕗子共訳（2021）『現代人のためのイスラーム入門 クルアーンからその神髄を解き明かす十二章』中央公論社。）

Muhammad, M and Ahmed, M.U(ed) (2023) *Islamic Financial System: Principle & Operation 3rd Edition*, International Shari'ah Research Academy(:ISRA)Research Management Centre.

Napier, C(2009)Defining Islamic accounting : current issues, past roots, *Accounting History*,

Vol.14No.1-2, pp.121-144.
Pratiwi, M and Siswantoro, D (2017) Fair Value in Islamic Perspective : Jakarta Islamic Index (JII)Companies' Case, *Advance in Economics, Business and Management Research (AEBMR)*, Vol.55, pp.265-269.
Rahman, A.R.A(2006)Pre-Quisites for Effective Integrations of Zakah into Mainstream Islamic Financial System in Malaysia, *Islamic Economic Studies*, Vol.14No. 1 & 2 , pp.91-107.
Rahman, A.R.A(2010)*An Introduction to Islamic Accounting : Theory and Practice*, Centre For Research And Training(：CERT).
Sarea, A.M and Hanefah, M.M (2013) The need of Accounting Standards for Islamic Financial Institutions : evidence from AAOIFI, *Journal of Islamic Accounting Business Research*, Vol.4No.1, pp.64-76.
Sori, Z.B.M, Wahab, S.B.A and Homsi, M.A(ed) (2019) *Contemporary Issues in Financial Reporting of Islamic Financial Institutions*, UMK press.
Uyob, R. B (2020) Current Research in Zakat Accounting Research, *Journal on Technical and Vocational Education (JTVE)*, Vol.5No.1, pp.41-54.
足立真理（2025）『イスラームの慈善の論理と社会福祉－現代インドネシアにおけるザカートの革新と地域の主体』明石書店。
イスラム金融検討会編（2008）『イスラム金融』日本経済新聞出版社。
井筒俊彦訳（1957）『コーラン（上）』岩波書店。
井筒俊彦訳（1958）『コーラン（中）』岩波書店。
北村歳治・吉田悦章（2008）『現代のイスラム金融』日経BP社。
小杉泰（2012）「新時代のイスラーム学構築の必要性－イスラーム復興とグローバル化を背景とする新しい課題群とその射程－」『イスラーム世界研究』第5巻第1-2号,175-191頁。
眞田芳憲（2000）『イスラーム法の精神 改訂増補版』中央大学出版部。
長岡慎介（2011）『現代イスラーム金融論』名古屋大学出版会。
藤本勝次（1968）「マラヤにおけるザカート制度の現状」『関西大学東西学術研究紀要』第１巻，A25-A43頁。
松田修（2022）「マレーシアにおける法人所得税・イスラム税（ザカート）」『経営総合科学』第116号，41-87頁。
吉田悦章（2017）『グローバル・イスラム金融論』ナカニシヤ出版。

＜謝辞＞本稿の改善にあたり，本誌編集委員長越智信仁先生ならびに２名の査読者の先生より貴重なご教示をいただきました。また，国際大学(大学院大学)の松下図書・情報センター事務室室長の小島勢子様には，イスラム会計文献に関する貴重な資料を無償で提供いただきました。ここに記して皆様に感謝を申し上げます。

＜付記＞本稿は，日本大学「令和４年度海外派遣研究員」に係る研究成果の一部である。

吉田　武史（日本大学商学部）

（2025年8月29日　採択）